

第十一章 その他

第六節 暖冷房期間

1. 適用範囲

本内容は、暖冷房期間を定める。

2. 引用規格

なし

3. 用語の定義

なし

4. 記号及び単位

なし

5. 暖冷房期間

暖冷房期間は、地域の区分に応じて、表 1 により定まる。

表 1 暖冷房期間

| 地域の区分 | 暖房期間 | 冷房期間 |
|-------|--------------|--------------|
| 1 | 9月24日～6月7日 | 7月10日～8月31日 |
| 2 | 9月26日～6月4日 | 7月15日～8月31日 |
| 3 | 9月30日～5月31日 | 7月10日～8月31日 |
| 4 | 10月1日～5月30日 | 7月10日～8月31日 |
| 5 | 10月10日～5月15日 | 7月6日～8月31日 |
| 6 | 11月4日～4月21日 | 5月30日～9月23日 |
| 7 | 11月26日～3月27日 | 5月15日～10月13日 |
| 8 | なし | 3月25日～12月14日 |